

○総務省訓令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年 月 日

総務大臣 武田 良太

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令

民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 一般信書便事業</p> <p>第1節 事業の許可</p> <p>（審査基準）</p> <p>第4条 許可是、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 信書便物の配達の方法</p> <p>ア 一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合は、その日が次に掲げる日に該当すること。</p> <p>[(ア)・(イ) 略]</p> <p>(ウ)一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合は、当該曜日 ((ア) 及び (イ) に掲げる日を除く。)</p> <p>イ 一般信書便物をその<u>宛て所</u>に配達しない地域その他の条件がある場合は、次に定める場合に限るものであること。</p> <p>(ア)特に交通困難であるため周年又は一定期間内<u>宛て所</u>への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に<u>宛てて</u>差し出された場合</p> <p>(イ)郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第10条で定める建築物に在る者に<u>宛てて</u>差し出された場合</p> <p>(ウ)同一建物内又は同一構内に在る者に<u>宛てて</u>差し出された場合（当該建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達することが可能な場</p>	<p>第2章 一般信書便事業</p> <p>第1節 事業の許可</p> <p>（審査基準）</p> <p>第4条 許可是、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 信書便物の配達の方法</p> <p>ア 一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合は、その日が次に掲げる日に該当すること。</p> <p>[(ア)・(イ) 同左]</p> <p>(ウ)一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合は、当該曜日 ((ア) 及び (イ) に掲げる日を除く。)</p> <p>イ 一般信書便物をその<u>あて所</u>に配達しない地域その他の条件がある場合は、次に定める場合に限るものであること。</p> <p>(ア)特に交通困難であるため周年又は一定期間内<u>あて所</u>への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に<u>あてて</u>差し出された場合</p> <p>(イ)郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第10条で定める建築物に在る者に<u>あてて</u>差し出された場合</p> <p>(ウ)同一建物内又は同一構内に在る者に<u>あてて</u>差し出された場合（当該建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達することが可能な場</p>

合に限る。)

[(エ) 略]

(オ) 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により配達する
ことができない地域に宛てて差し出された場合

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、信書便物をその宛て所
に配達しないことにつき相当の事由がある場合

(3) 一般信書便物の送達日数

ア 信書便物の送達に利用できる交通手段が 1 日に 1 回以上ない離島か
ら差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場合は、15 日以内
であること。

イ ア以外の離島から差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場
合は、6 日以内であること。

ウ ア及びイ以外の場合は、4 日以内であること。

[(4) ~ (10) 略]

合に限る。)

[(エ) 同左]

(オ) 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により配達する
ことができない地域にあてて差し出された場合

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、信書便物をそのあて所
に配達しないことにつき相当の事由がある場合

(3) 一般信書便物の送達日数

ア 信書便物の送達に利用できる交通手段が 1 日に 1 回以上ない離島か
ら差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場合は、2 週間以内
であること。

イ ア以外の離島から差し出され、又は当該離島にあてて差し出される場
合は、5 日以内であること。

ウ ア及びイ以外の場合は、3 日以内であること。

[(4) ~ (10) 同左]

附 則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号）の施行の日から施行する。